

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月13日

【会社名】 J.フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J.FRONT RETAILING Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 好本 達也

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務戦略統括部長 若林 勇人

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2020年1月30日

【発行登録書の効力発生日】 2020年2月7日

【発行登録書の有効期限】 2022年2月6日

【発行登録番号】 2 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 50,000百万円

【発行可能額】 50,000百万円
(50,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は2021年4月13日(提出日)である。

【提出理由】 2020年1月30日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出します。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

< J.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報 >

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金15,000百万円を社債総額とするJ.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）（以下「本社債」という。）（別称：J.フロント リテイリング・サステナビリティボンド）を、下記の概要にて募集する予定です。

券面総額又は振替社債の総額：金15,000百万円

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

償還期限：2026年5月以降（5年債）（注）

払込期日：2021年5月以降（注）

（注） それぞれの具体的な日付は利率の決定日に決定する予定であります。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号

（注） 各引受人の引受金額及び引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額15,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備投資資金、投融資資金、CP償還資金、借入金返済資金、社債償還資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備投資資金、投融資資金、CP償還資金、借入金返済資金、社債償還資金及び運転資金に充当する予定であります。

なお、本社債の発行による手取金は、全額を当社子会社への投融資資金に充当し、当該当社子会社は大丸心斎橋店本館・渋谷パルコの建設等、再生可能エネルギー由来電力の購入、LED照明への切り替え、社用車のEV化、神戸・旧居留地の賃借、女性の活躍推進への取り組みに要する支出に係る借入金返済資金及び運転資金に充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< J.フロント リテイリング株式会社第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)

(別称: J.フロント リテイリング・サステナビリティボンド)に関する情報 >

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、サステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2020」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018」(注3)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注4)に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)より、「JCRサステナビリティボンド・フレームワーク評価」(注5)の最上位評価である「SU 1(F)」の本評価及び「JCRサステナビリティボンド評価」(注6)の最上位評価である「SU 1」の予備評価をそれぞれ取得しております。

- (注)1. グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
2. ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2020とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。
3. サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。
4. グリーンボンドガイドライン2020年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。
5. JCRサステナビリティボンド・フレームワーク評価とは、評価対象である調達資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。
6. JCRサステナビリティボンド評価とは、サステナビリティボンドの発行により調達される資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

当社は、サステナビリティボンド発行を目的として、ICMAのグリーンボンド原則2018、ソーシャルボンド原則2020、サステナビリティボンド・ガイドライン2018及びグリーンボンドガイドライン2020年版に適合しており、4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）を定めた「J.フロント リテイリング サステナビリティボンドフレームワーク」を策定しました。その概要は以下のとおりです。

1. 調達資金の使途

当社により発行されるサステナビリティボンドの発行総額と同額が新規ファイナンスまたはリファイナンスとして、新規または既存の適格事業へ充当されます。なお、既存事業への充当の場合は、サステナビリティボンドの発行から2年以内に開始された事業とします。

適格事業

適格とされるグリーン、ソーシャル事業は、当社のサステナビリティの観点で特定されたマテリアリティのうち以下の5つのカテゴリーを構成するものであり、環境及び社会責任の観点で持続可能な社会の実現に資するものと考えます。

脱炭素社会の実現

グリーンボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
グリーンビルディング	以下のいずれかの建物認証または所在自治体による環境性能に関する確認を取得または、更新した建物の建設、内装・設備の工事・更新にかかる費用 LEED ND、LEED-BD+C (Building Design and Construction) またはLEED-O+M (Building Operations and Maintenance) 認証におけるPlatinumまたはGold CASBEE建築（新築、既存、改修）またはCASBEE不動産におけるAランクまたはSランク BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）における4つ星または5つ星 DBJ Green Building認証における4つ星または5つ星 東京都建築物環境計画書制度における評価段階2または段階3
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー由来電力の購入費用
クリーン輸送	社用車のEV化にかかる費用
エネルギー効率	LED照明への切り替えにかかる費用

サーキュラー・エコノミーの推進

グリーンボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
リサイクル、汚染防止	顧客参加型のリサイクルキャンペーン「エコフ」活動の実施にかかる費用 バイオマス使用レジ袋、リサイクル素材使用紙袋利用への切り替えにかかる費用

地域社会との共生

ソーシャルボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
社会経済的向上とエンパワーメント <対象となる人々：店舗の所在するコミュニティ>	コミュニティの活性化への取り組みにかかる費用 神戸・旧居留地における賑わいと歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を企図した賃借費用 地産地消推進の取り組みに関する費用

お客様の健康・安全・安心なくらしの実現

ソーシャルボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
手頃な価格の基本的インフラ設備 <対象となる人々：自然災害の罹災者を含む弱者グループ>	店舗の防災用品の備蓄倉庫等に関連する費用
手頃な価格の基本的インフラ設備（コロナ対策） <対象となる人々：店舗利用者（一般の人々）>	感染症予防のための取り組みにかかる費用 店舗の消毒液・検温器設置等、感染症予防に関連する費用

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

ソーシャルボンド原則 事業カテゴリー	適格クライテリア
社会経済的向上とエンパワーメント <対象となる人々：女性、特に育児中の女性>	女性の活躍推進への取り組みにかかる費用 JFR女性塾の開催にかかる費用 マザー採用にかかる費用
社会経済的向上とエンパワーメント <対象となる人々：障がいのある人々>	特例子会社（JFRクリエ）の設備投資費用

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

サステナビリティボンドの調達資金が充当される事業は、当社財務戦略統括部資金・財務政策部及び経営戦略統括部ESG推進部が、調達資金の用途にて定める適格基準への適合状況に基づいて、対象候補を特定します。特定された対象候補事業について、当社グループの社是・基本理念及びサステナビリティ方針への整合性の観点から、当社の財務戦略統括部長が最終承認を行います。その結果については、当社のグループ経営会議に報告されます。

3. 調達資金の管理

サステナビリティボンドとして調達した資金について、当社資金・財務政策部が適格事業への充当及び管理を行います。資金・財務政策部は、本フレームワークにて発行されたサステナビリティボンドの発行額と同額が適格事業のいずれかに充当されるよう四半期毎に内部会計システム及び内部管理ファイルを用いて、追跡、管理します。なお、内部管理ファイルでは、各適格事業レベルにて充当状況を把握し管理します。

サステナビリティボンドによる調達資金が適格事業に充当されるまでの間、または十分な適格事業がない場合の未充当資金については、現金または現金同等物にて運用し、発行から2年程度の間には充当を完了する予定です。

4. レポートニング

当社は、適格事業への充当状況ならびに環境・社会への効果を、年次で統合報告書、サステナビリティレポート及びウェブサイトにて報告します。初回レポートは、サステナビリティボンド発行から1年以内に公表する予定です。